

日本へのベトナム人技能実習生送出し業務の運営是正策実施の継続について
派遣契約によりベトナム人労働者を海外に送り出す業務を実施する機関 御中

これまで労働・傷病兵・社会省は、公文 No.4732/LĐTBXH-QLLĐNN により各送出し機関に対し、日本へのベトナム人技能実習生送出し業務の運営是正策を実施するよう指導してきました。2016年3月26日にベトナム海外労働者派遣協会が労働・傷病兵・社会省とともに開催した日本市場部会会員である73の送出し機関との会議で出された評価としては、各企業は公文施行後に実施した運営是正策の結果を高く評価しており、従来より存在したままになっていた問題は基本的には解決し、日本への送出し人数は以前に比べ増加し続け、技能実習生の質は1段階向上し、技能実習生の権利についても以前に比べ統一され、守られるようになりました。

継続して日本への技能実習生送出し業務の運営是正策を行い政府首相から指示に対応するため、労働・傷病兵・社会省は継続して下記を行うよう要請します。

I. 日本への技能実習生送出しを行う送出し機関の責任

1. 引き続き技能実習生への教育と送出し業務を確実に行うこと。日本へ技能実習生の送出しを行う機関は2007年7月18日付労働・傷病兵・社会大臣決定第19/2007/QĐ-LĐTBXH号に付随して施行された「海外労働者派遣業務運営部署・海外労働者に対する派遣前教育担当部署の組織に関する規定」及び2007年7月18日付労働・傷病兵・社会大臣決定第18/2007/QĐ-LĐTBXH号に付随して施行された「海外に派遣される労働者に対する事前教育カリキュラムに関する規定」に定められている条件を満たさなければならない。規定の中には以下のようなものがある。

- a) 日本市場の担当者、在日技能実習生管理者は日本語を流暢に話せること
(日本語能力試験N2相当以上)
- b) 日本へ行く技能実習生の教育機関は決められた事前教育を行うため次のような条件が保証されていること：送出し機関の規模および教育の質に合う、教室、設備、必要な教材、宿舎、食堂を設けること。

2. 日本への技能実習生送出しに関する協定書では下記の最低要件が必ず保証されていること

- a) 就業時間：1日8時間、週40時間を超えないこと
- b) 講習手当と賃金

- 日本での講習（最大2か月）中の講習手当は、無償で食事が提供される場合には1人につき1か月30,000円以上、食事が無償で提供されない場合には1人につき1か月50,000円以上とする。
 - 日本での技能実習期間中は、日本の法律で定められた最低賃金が適用される。
- c) 宿舎の条件：受入れ機関が宿泊施設を確保し、生活に必要な備品も準備し、技能実習生

が清潔で安全な生活を送れるようにする。毎月の家賃を給与から控除することに関しては基本的に実費での控除とするが（入国後の最大 2 か月の講習期間中を除く）、1 人につき 1 か月 20,000 円を超えてはならない。（大都市である東京、大阪、京都、名古屋については 1 人につき 1 か月 30,000 円を超えてはならない。）

- d) 往復旅費：技能実習のための来日と技能実習修了後母国に帰国するための往復旅費は受入れ機関が負担
- e) 保険：加入することが義務付けられている保険の他に、技能実習生が日本滞在中のすべての期間について技能実習生総合保険に加入するよう送出し機関は受入れ機関に対して提案・協議をする責任がある
- g) 管理費：管理費は 1 人につき 1 か月 5,000 円を下回らないものとし、協定書に詳細を明記の上、銀行振込によって送出し機関の口座に支払われるものとする。
- h) ベトナムにおける講習に係る費用：ベトナムにおいて実施される講習費用は受入れ機関から送出し機関の口座に銀行振込によって支払われるものとし、その金額は日本語および出国前に身に着けるべき必要知識 160 時間の講習につき 1 人 15,000 円以上であること。

2 社目以降の送出し機関と協定書を締結する際、既に締結した送出し機関との協定書の条件を下回ってはいけない。

- 3. 技能実習生の選抜、事前教育を行うのは、日本への技能実習生送出しに関する協定書が発効（労働・傷病兵・社会省に届出をし、承認を受けた後）した後でなければならず、また日本の受入れ機関の受け入れ計画に沿った形で行わなければならない。
- 4. 技能実習生から徴収できるのは下記の費用である。

- a) 3 年契約の場合には 3,600US ドル以下、1 年契約の場合には 1,200US ドル以下の規定により定められている手数料。送出し機関は実習生との間の契約を締結し、日本が在留資格認定証明書を発給した後にのみ、技能実習生からの費用を徴収できる。在留資格認定証明書が発給される前に技能実習生から費用の徴収を行うことはいかなる形においても厳禁とする。
- b) 日本語教育費は、政府首相決定第 71/2009/QĐ-TTg 号における政策に則り、2010 年 5 月 19 日付労働・傷病兵・社会省決定第 630/QĐ-LĐTBXH 号の貧困地域における海外労働者への技能・外国语・事前教育費用の一時的な価格統一に関する規定に対し適切であること（約 520 コマの日本語教育に対し、事前教育費として 590 万ドン以下の範囲内）。事前講習に関する書類・資料は送出し機関が当該技能実習生が帰国・派遣契約解約をするまで保管すること。

- 5. 派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法の一部の項目についての細則、詳細を定めた 2007 年 8 月 1 日付政府議定第 126/2007/NĐ-CP 号および派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法の一部の項目についての細則を定めた 2007 年 10 月 8 日付通知第 21/2007/TT-BLĐTBXH 号の付録 10 及び付録 11 の様式を用い日本に送り出した技能実習生および帰国した技能実習生または契約違反をした技能実習生の名簿を作成し、毎月 20 日までに海外労働局へ提出すること。

II. 海外労働局の責任

1. 不健全な競争の発生と技能実習生の権利縮小を制限するため、今後は年間のベトナム人技能実習生の受入れが 100 人未満の受入れ機関については協定書を締結できるベトナム送出し機関は 3 社まで、年間のベトナム人技能実習生の受入れが 100 人以上 200 人未満の受入れ機関については協定書を締結できるベトナム送出し機関は 5 社までとする方向で公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）と相談、協議し意向を統一する。
公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）との協議後、海外労働局は各送出し機関に公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）との統一内容に沿った業務を行うよう指導するため労働・傷病兵・社会省に報告する。
 2. 6 か月に 1 度各送出し機関から報告される在日技能実習生数に対する契約違反をした技能実習生の割合に基づき、労働・傷病兵・社会省は、契約違反をして失踪した技能実習生が 5% を超える送出し機関に対して当該送出し機関が契約違反をする技能実習生の割合を減らす対策を実施することに専念できるよう、その割合が 5% 以下になるまで新たな送出しの許可を一時停止することも検討する。
- III. 各省、各中央直轄市の労働・傷病兵・社会局は地方における技能実習生募集選定を管理する責任を有し、違反行為に対する処分もしくは労働・傷病兵・社会省（海外労働局）への報告を行い規定通りの処分が行われるようにする。
- IV. ベトナム海外労働者派遣協会に対しては、引き続き各送出し機関が前述の各規定通り業務を行っているかの監督することについての協力、および違反した送出し機関を発見した場合は処罰するため海外労働局に報告し、海外労働局と協力して送出し機関を調査を行う。

本文は 2015 年 11 月 18 日付労働・傷病兵・社会省公文第 4732/LĐTBXH-QLĐDNN 号に代わるものである。

本文の規定を実施するにあたり、不明な点や困難な点がある場合には労働・傷病兵・社会省（海外労働局）が適切に対応、問題解決を行えるよう、各送出し機関および各関連機関は適切な時点にて申し立てを行うこと。

確認：

上記の通り

労働・傷病兵・社会省大臣（報告のため）

各省、各中央直轄市人民委員会

ベトナム海外労働者派遣協会

労働・傷病兵・社会省監査機関、法務部

各省、各中央直轄市労働局

海外労働局書類保管担当部門

労働・傷病兵・社会省大臣代表

副大臣

ゾアン・マウ・ジエップ